伊予市例規データベースシステム構築・維持更新等業務委託仕様書

１．通信環境等の基本仕様

⑴　インターネット上のデータセンターに受注者がサーバを設置し、及び管理する方式によりサービスを提供できる構成であること。

⑵　設置するサーバは、ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能を備え、不正アクセス等に対する十分な安全性が確保されたものとし、伊予市職員以外のアクセスを制限可能とすること。

⑶　伊予市職員が使用するインターネット接続が可能な全てのＰＣ端末で、例規集データの検索、閲覧並びに例規の編集及び審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく、次に掲げる動作環境で使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

◆ＯＳ：Ｗｉｎｄｏｗｓ １１ Ｐｒｏ

◆ブラウザ：Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ Ｅｄｇｅ（Ｃｈｒｏｍｉｕｍ版）

※今後予定されるＯＳ、ブラウザのバージョンアップにも対応すること。

２．構築に係る仕様

システムの構築は、次に掲げる伊予市例規集（伊予市が構成員となる一部事務組合及び広域事務組合を含む。）の現行例規、廃止例規、過去原議及び改正履歴を対象とする。

⑴　現行例規

現行例規の件数は、約８００件とし、未施行例規を含むものとする。

⑵　廃止例規

廃止例規の件数は、約２７０件とする。

⑶　過去原議及び改正履歴

税関係、給与関係等で、伊予市がＷｏｒｄ形式等でデータを提供する例規

３．各機能に係る仕様

⑴　例規集等の検索機能

ア（例規検索機能）

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別等から例規（別表及び様式を含む。）を検索可能で、題名検索及び全文検索に対応していること。

イ（施行時点検索機能）

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行の例規を含む。）が検索可能であること。

ウ（原議検索機能）

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別等から原議を検索可能であること。

エ（本文及び様式の表示・出力機能）

例規本文、原議本文及び様式を表示でき、Ｗｏｒｄ形式又はリッチテキスト形式でダウンロードが可能であること。

オ（引用リンク機能）

条文中の引用箇所について、リンクから該当箇所を表示可能であること。

カ（全国例規集検索機能）

インターネット上に公開されている全国の自治体の例規について、検索及び閲覧可能であること。

⑵　例規編集機能

ア（条文編集機能）

クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、ＷＥＢブラウザ上で条文を編集可能であること。

イ（改正箇所確認機能）

本文見え消し形式で、編集箇所を確認しつつ作業可能であること。

ウ（新旧対照表生成・出力機能）

新旧対照表が自動生成され、Ｗｏｒｄ形式又はリッチテキスト形式でダウンロードが可能であること。なお、伊予市は新旧対照方式を採用している。新旧対照表は別途指定する形式とすることとし、随時の形式変更に対応可能であること。

エ（原議生成・出力機能）

原議が自動生成され、Ｗｏｒｄ形式又はリッチテキスト形式でダウンロードが可能であること。なお、原義は、別途指定する形式とすることとし、随時の形式変更に対応可能であること。

オ（条文点検機能）

条文の構造、用語、配字、引用関係等について点検可能であること。

カ（データ取込機能）

システム外で作成したデータをシステムに取り込み、システム上で編集し、及び点検することが可能であること。

キ（溶け込ませ後の条文表示機能）

一部改正の場合は、溶け込ませ後の条文を見え消し形式及び新旧対照表形式で確認可能であること。

ク（修正機能）

改正履歴を残さない修正が可能であること。

４．例規データの更新に係る仕様

⑴　更新時期

ア　市議会定例会の議決後を基本に、少なくとも、年間４回の定期更新及び２回程度の臨時更新を行うこと。

イ　伊予市が改正原稿を提出してから概ね３０日以内に完了すること。

ウ　更新時に、伊予市が提供する原義を登録すること。

⑵　更新件数

更新件数は、年間２００本程度を目安とすること。

５．外部公開用例規集に係る仕様

⑴　作成及び公開

ア　例規データの更新に併せてインターネット公開用データを作成し、更新完了後に公開すること。

イ　公開用データはＨＴＭＬ形式で作成し、職員が出力できること。

⑵　検索機能

題名、目次体系及び五十音による検索が可能であること。

６．法令検索に係る仕様

⑴　検索及び閲覧

ア　題名、目次体系、五十音、用語等による法律、政令、府省令等の検索及び閲覧が可能であること。

イ　制定・改正・施行沿革、過去条文、告示情報等の検索及び閲覧が可能であること。

ウ　本文から関連する法令等へのリンク表示が可能であること。

エ　本文から委任規定、罰則規定等の参照条文へのリンク表示が可能であること。

⑵　更新管理

ア　官報掲載の情報について、数日以内の更新を実施していること。

イ　例規集とリンクし、違和感なく操作できること。

ウ　制定改廃の履歴を管理し、施行日単位で漏れなく登載されていること。

エ　改正法令の新旧対照表及び改め文が搭載されていること。

７．法令改廃情報の提供に係る仕様

⑴　法令改廃情報

官報掲載後、速やかに提供できること。

⑵　例規整備情報

法令の概要及び例規整備情報を提供できること。

⑶　影響例規

影響を受ける例規を、一覧により確認できること。

⑷　重要情報

税関係、人事関係等の例規について、全国一律の基準で例規を改正する場合において、改正文例等を早期に提供できること。

８．支援体制に係る仕様

⑴　システムの運用に関する支援体制

ア　システム稼働前に、職員に対する操作研修を実施すること。

イ　システム稼働後は、要請に応じ、操作研修を行うこと。

ウ　システム稼働後は、常に正常な状態で動作する環境を保持すること。

エ　システムの運用全般についての問い合わせ窓口を設置すること。

オ　基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

⑵　法制執務に関する支援体制

ア　例規の制定改廃及び法解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義の照会又は相談について対応すること。

イ　参考事例として、他自治体の先行事例を提供すること。

ウ　要望に応じて、法制執務に関する研修を行うこと。

９．システム保守に係る仕様

⑴　運用

システムは、２４時間３６５日制限なく利用できること。システム保守等のために運用停止が必要となる場合は、事前に通知すること。

⑵　安全性の確保

システムの安全性を確保するために必要な全ての措置を講じること。

⑶　障害対応

システムに障害が発生したときは、速やかに報告するとともに、迅速に対応を行うこと。

１０．見積対象の範囲及び条件

⑴　範囲

本仕様書の内容を満たすための費用を見積対象とする。

⑵　条件

見積金額の算出に当たっては、業務の履行期間における各年度の必要経費を算出すること。

１１．その他

⑴　著作権

システムに構築した例規データの著作権は、伊予市に帰属する。

⑵　仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、伊予市と受注者との間の協議によって定めるものとする。

以上